

「アウトノミー」と「ヘアウトノミー」

赤 松 元 通

認識は對象に従ふのではなく對象が認識に従ふのであるといふ事、換言すれば對象は與へられるのではなくして構成せられるのであるといふ事を明かにしたこと  
はカント哲學の根本特徴の一つであるといふ事が出来るであらう。對象は直觀に於ける多様を悟性の形式によつて統一することによつて構成せられるのである。

自然の法則は理性——廣義に於ける——に對して理性以外より與へられるのではなくして、實は理性自らの法則に外ならない、理性は自らの法則を自然に課するのである。かくて此處に自己立法としての廣義に於ける自律が理論理性、もしくは理性の理論的使用の場合に於いても認められるのである。

次に理性の實踐的使用の場合に於いても、カントによれば眞に道德律と呼ばれるべきものは假言的な實踐的命令ではなくして斷言命令でなければならぬが、かゝるも

のは決して内容、即ち欲求能力の對象を規定原理とする所のものではあり得ない、それは唯々純粹理性そのものによつて與へられる所の理性自らの法則でなければならぬ。純粹理性はそれ自身に於いて實踐的であつて吾々が道德法と呼ぶ所の普遍的法則を(人間に)與へるのである。かくて道德法は理性の自律的法則としてのみ認められ、自律なる概念は理論的領域に於いてよりも更に明確に、前景に引き出されて道德の根本概念とせられてゐる。

\* Kant, Kritik der praktischen Vernunft, §7 Folgerung.

更に吾々は美學、もしくは目的論を検する時此處に又前二者とは多少別な意味に於いてはあるが、やはり理性の自律が説かれてゐるのを見る。美はカントによれば自然の合目的性 Zweckmäßigkeit に基づくのであるが、此の自然の合目的性は反省的判斷力の原理である。悟性及理性狹義の(はそれぞれその法則を自然及自由に課するに對して、反省的判斷力はその原理を唯々自分自身に課するのである。換言すればその原理は前二者の如く客觀的に對象構成に與るのではなくして、判斷力の反省の主觀的な格率として役立つものである。然し乍ら此の際と雖も勿論廣義に於ける理性の根本特質たる自律は決して失はれてはゐない。何となれば自然の合目的

性といふ事は反省的判断力が他より與へられたる法則では決してなく、その反省の爲めに自らが自らに課する所の原理であるからである。而かも此の場合には反省的判断力が自己自らに課するといふ特質を持つが故にカントは此の自律を特に「ヘアウトノミー」Heautonomie と名づけて客觀的な意味を持つ「アウトノミー」とは區別してゐる。<sup>\*</sup>

<sup>\*</sup> Kant, Kritik der Urteilskraft (B.C.) XXXVII, Erste Einleitung in die Kritik der Urteilskraft. (Phil. Bibl.) s. 33.

かくて理論的理性、實踐的理性、反省的理性、反省的判断力もアプリオリなる原理を有するものとして、廣義の理性の反省的使用、もしくは反省的理性と呼ぶことが出来るであらうに於いて夫々、自律が認められ、批判哲學の本質は従つて、自律の哲學、もしくは自律の體系として表はされる事が出来る。今此れら色々に考へられた自律の間に如何なる關係があり、又如何なる差異があるであらうか、といふ問題を主として反省的判断力を中心として考へて見たいと思ふ。

## 一

先づ反省的判断力の原理をもう少し詳細に考察して見やう。カントによれば一

般に判断力とは特殊を普遍の中に含まれるものとして思惟する能力であるが、若し  
 普遍規則、原理、法則が既に與へられ、此の中に與へられたる特殊を包攝する場合には、  
 此の判断は限定的 *bestimmend* であるが、特殊のみ與へられ、普遍は與へられずして見  
 出されるべき場合には、それは反省的 *reflektierend* である。限定的判断については悟  
 性の與へるアプリアオリなる原理があるが、此の反省的判断にも、カントによればその  
 根柢にアプリアオリなる原理が存すると考へられる。此の原理は即ち自然の合目的  
 性、若しくは自然の特殊化 *Spezifikation der Natur* の原理であつて、自然が主觀の目的に  
 適合してゐるといふ事、言ひ換へれば吾々の悟性にとつては偶然的と考へらるべき  
 ものも、秩序ある體系も、しくは統一に入りうるものとして理解されるといふ事、特殊  
 なる經驗的自然法則に於ける偶然的なるもの(人間の悟性的洞察にとつても)も、その  
 多様を可能なる經驗に結合する場合に、成程吾々には、説明せられないが、然し思惟せ  
 られ得る所のある合法的統一を含むでゐるといふ事、即ち偶然者の合法性を要求す  
 るのである。此の原理はカントも特に注意してゐる如く、自然概念でもなく、又自由  
 概念でもない、即ち對象構成に關するのではなく、全く反省的判断力が自然を反省す  
 る爲めに、自分自身に對して課する所の主觀的格率にすぎないのである。

次に以上の如き原理を有する反省的判斷力が活動すべき諸領域並びにそれらの反省の特質を更に考察して見やう。自然の經驗的、若しくは歸納的探究に於いては、與へられるものは先づ特殊的なる事實で、かゝる特殊より普遍としての經驗的概念、もしくは經驗的法則を求めんとするのである。此處に先づ反省的判斷力の働きのを見ることが出来る。何となれば此の場合には、成程悟性のアプリオリな一般的法則は根柢に於いて豫想せられなければならぬが經驗的探究に於いては、かゝるものが問題なのではなく、かゝる法則によつて基礎づけられねばならぬ所の經驗的特殊法則が問題である。此れらは勿論經驗的な探究的主觀に對して與へられてはゐない、與へられてゐるのは唯だ特殊なる經驗的事實のみであつて、かゝる特殊よりして經驗的法則は始めて求められるべきであるからである。此の場合に於ける反省的といふ事は限定的といふ事と全く正反對で、特殊間の比較對照等によつて求められるべき普遍はやはり一個の經驗的概念にすぎない。従つて此れは方向の違ひこそあれ、限定的と同じく全く論理的な、そして前者と同列的な作用と考へる事が出来る。従つて單に反省の此の立場に止る限り、成程漸次に高次の經驗的法則を見出し行く事は出来るとしても、最後の全體としての普遍に達する事は出来ないと言はねばな

らぬであらう。何となれば限定と同列的にして、而して唯だ、その反對なる方向に向ふ所の此の場合の反省は、限定が無限なる系列に溯るも遂に無制限者としての全體の統一を経験的領域に於いて見出し得なかつた如く、やはり、それと同様に全體的統一としての最後の普遍に到達する事は出来ないと言はねばならぬからである。と云ふのは此の場合限定と反省とは一つの具體的な經驗的探究の缺くべからざる二面であつて、兩者は全然別のもゝ獨立なものと考へられるべきではないからである。かゝる歸納的反省によつて特殊より普遍が求められたとすれば、此の特殊は直ちにその普遍によつて基礎づけられ、限定せられて、判斷は又限定的なる方向に向はねばならぬであらう。かくて兩者は云はゞ一つのものゝ裏と表として、或は一つに絢はれたる繩の二つの條として考へる事が出来るであらう。従つて限定によつて達する事の出來ぬ全體は同様に反省によつても又達することが出来ないと言はなければならぬ。此の全體の體系的統一に關する判斷は、單なる探究的、もしくは歸納的反省とは又別の立場であると考へられる。

然らば此の經驗的、もしくは歸納的探究としての、特殊より普遍に行く反省を越える所の更に高き意味に於ける反省は如何なるものであるか。此れは即ち經驗的認

識全體の體系的統一そのものに關する所の反省的判斷であると考へられる。而して此の反省は勿論歸納的探究としての特種より普遍への進展の論理的な豫想でなければならぬ。ミルの如きも歸納法の根本豫想として「自然の齊一」の原理を立てゝあるが、此れは要するにカントの考へた反省的判斷方の原理の一面、即ち經驗的認識全體の體系的統一を要求する自然の合目的性と考へる事が出来る。従つて自然の體系的統一の要求は、歸納的の反省の必然的豫想として常にその根柢に働いてゐなければならぬ。單なる歸納的の反省としては認識能力としての主觀に對する關係は少くとも顯在的には反省せられてゐないが、體系的統一の要求に於いては明かに主觀に對する關係が反省せられるのである。此の際の主觀は勿論單なる悟性の如きものではなく、悟性と構想力との直接結合たる、換言すれば、作用の純なる結合たる反省的判斷力そのものと考へなければならぬ。勿論かくの如き歸納的進行としての反省も廣義に於いて即ち與へられたものに對して、更にその深き根柢を求めると云ふ意味に於いて反省と云ふ事は出来る。然しかゝる反省と本來の意味の反省、即ち主觀的作用への反省とは明かに區別しなければならぬと思はれる。かゝる意味の反省に於いて始めて、限定並びにそれと同列的なる反省を超えて更に高き段階に到

達し得るのであると思ふ。或は歸納的反省はかゝる全體の體系的統一の要求とは區別せられず、此の要求は歸納的反省そのものゝ要求にして、此の要求を離れては歸納的反省は無意味であると云はれるかも知れない。成程事實上兩者は一つに結びついて居り、又此の要求を引き離せば歸納的反省そのものも論理的に根據を失ふであらう。然し乍ら概念としては兩者即ち個々の經驗的普遍探究の過程と、そしてそれらの基礎となり、根柢となつてゐる所の全體の統一としての豫想とは明かに區別されねばならぬ。そして此の最後の全體の統一としての豫想の反省こそ本來の意味での反省と呼ぶことが出来ると思ふ。カントは此の二つの反省を嚴密に區別しなかつた様であるが、<sup>\*</sup>彼が反省的判斷力を意味判定 *facultas diiudicandi* <sup>ペラクイレンク</sup> の能力と呼んだ點などより見るも此の意味の反省が本來のものであらうと思はれる。何となれば意味判定評價は常に主觀に對する關係に於いてのみ現はれると考へられるからである。

\* 田邊元博士 カントの目的論三十二頁參照

\*\* Erste Einleitung, s. 18.

扱てカントによれば自然には以上の如き自然の形式の主觀に對する合目的性と

しての形式的合目的性のみではなく、實質的な合目的性が認められる。即ち反省的判斷力の領域として更に有機體に關する判斷が考へられる。有機體と云ふのは、自然目的 *Naturzweck* として、成程自然の生産物(自然の機械的因果による)ではあるが、然しその形式の充分なる理解は單なる自然法則によつては可能ではない所のもの、換言すれば悟性の法則のみによつては認識せられる事は出來ず、その經驗的認識さへ、原因結果の點より理性の概念(目的)を豫想する所のものである。更に詳しく云へば、物は自分自身で原因であり、結果である場合に、自然目的として存在すると云ふ事が出來るのであるが、かゝるものは先づ第一に種族上 *Gattung nach* 絶えず自ら一面には原因として、又他面には結果として自らを産出し、第二には、一個體として同じく自らを産出し(此れが生長と呼ばれる)第三には、此の物の部分が又自らを産出し、それらの相互の間は、一方の維持が他方の維持に依存する様な、換言すれば、その部分が相互に維持し合ふ様な有機的關係に於てあるのである。即ちかゝる自然目的としての有機體には先づ第一に、その部分が(存在及形式上)唯だ全體に對する關係によつてのみ可能となるものであり、第二に、その部分が相互にその形式の原因及結果である様な工合にその部分が全體に結びつけられるといふ事が要求せられるのである\*。

\* Kritik d. Urteilskraft §64. §65.

九二

扱てかくの如き場合に反省的判断力は如何に働くか。先づかくの如き有機體の意味判定の原理は(そして此の原理は同時にかゝるものゝ定義になるのであるが)。「自然の有機的產物はそれに於いて凡てが目的であり、そして相互に又手段である所のものである」。といふ事である。此の原理は然し決して客觀的なるものではなく唯だ反省的判断力の主觀的なる格率として役立つべきものであることは前の場合と同様である。即ち自然に關する悟性の原理の如く構成的でなく單に統制的\*なる原理に過ぎない。換言すれば悟性はその法則を自然に課するものなるが故に自然は客觀的に悟性法則が示すが如き(例へば機械的因果性)性質を有すると考へられるが、反省的判断力はその原理を決して自然に對しても、自由に對しても課するのではなく、唯だ自己自らに對して課するものなるが故に、自然そのもの(此の場合には有機體)が決して以上のべた如き性質を有するといふのではなく、かゝる判断は云はゞ吾々の單なる見方 *Betrachtungsweise* として考へられるのである。かくて目的論的判断は全體をかくの如き觀點より考察しつゝ、而かも悟性的認識としての、そしてカントに於いては唯一の客觀的認識としての機械的説明を決して中斷し、若しくは阻害する

のではない。むしろかゝる観點を豫想することによつて却つて有機體の認識も完全となるのである。機械的説明と目的論的意味判定との關係を以上の如く考へるならば兩者の間には決して矛盾は存しない。若し目的論的判斷の原理を反省的判斷の原理として考へず、換言すれば統制的なものとして考へず、構成的なものとして考へるならば直ちに二律背反に陥るであらう。

\* 目的の理念の統制的といふ事と他の理念の統制的といふ事は多少異なるを考へねばならぬであらう。他の理念の統制は直接に悟性に關係し、悟性の限定的構成的認識に對して全體としての目標及方向を示すのであるが、目的の理念のそれは直接に悟性に關係するのではなく、反省的判斷力に關係するのである。詳しく云へば悟性と構想力との統一としての反省的判斷力——此働きの中には勿論悟性の働も取り入れられてゐるが、それは然し單に合法性一般としてである。——に關係するのである。若し目的の理念が直接に悟性に關係するとすればこれは到底構成的となるを免れないであらう。何となれば他の理念は悟性に對して形式的全體的に働き、悟性の、個々の内容構成に關係しないが、目的の理念は、これらと異り、常に内容規定に關係するが故である、換言すれば他の理念は悟性に對し、その對象の方面にはなく、働き、作用一般の方面に於いて統制するのであるが、目的の理念は常に對象、もしくは内容の方面に關係するものであるが故である。

扱て此の有機體の判斷に於ける反省を最初の形式的合目的性の反省と比較するに形式的合目的性に於ける反省は云はゞ主觀的にして、客觀の主觀に對する合目的性であつた。目的は客觀自身の中にあるのではなくして、主觀の側にあり、従つて目的は尙ほそれ自身獨立として意識せられてゐないが、此の有機體に於ける内面的合

目的性は、前者が主観的なるに對して客観的と呼ばれる如く、此れに於いては目的は主観より獨立して、むしろ客観そのものの中に内在すると考へられると共に、その合目的性は前者の如く單に形式のみに關するのではなく、形式並に實質的存在に關係すると考へられる。換言すれば全體と部分との關係が因果性によつて——悟性ではなく理性の——可能となると考へられるのである。云はゞ目的が主観の中にあり無意識的であつたものが更に反省せられて客観に於いてそれが意識せられるに至つたと見る事が出来る。即ち同じく反省ではあるが後者に於いては、前者に於いて意識せられなかつた内面的關係が主観或は自己の外に於いて意識せられ、従つてその意味に於いて更に高められたる反省といふ事が出来る。

\* August Stadler は Kant's Teleologie 於て合目的性を形式的、客観的、美的の三つに區別し、そして客観的合目的性は形式的合目的性の單なる經驗的適用と考へてゐる。同書百十二頁、百二十三頁。

或は既に田邊博士が論せられた如くにヘーゲルの用語を用ふれば、カントの目的論七十頁以下)方法論的要請としての形式的合目的性は意志の辨證法に於ける直接態<sup>イン</sup>として考へられるが、此れは必然的に自己否定の段階としての他在<sup>アンデルスツイン</sup>へ移らなければならぬ。凡てを認識せんとする意志の立場に於いて自己に對する適否より見る

のは直接態に於ける合目的性であるが、かゝる立場より進んで一度全然自己を棄て唯だ對象をそれ自身に於いて意味あるもの、それ自身を目的とするものとする立場に於いて觀なければならぬ。此が内面的合目的性の立場と考へることが出来る。

最後に反省的判斷力の働く領域としては自然全體が一つの自然目的として内面的合目的性に於いて理解せられる場合が考へられる。即ち自然全體に關する目的論的判斷である。此の合目的性は最初の形式的合目的性とは、自然全體に關係するといふ點に於いて共通なる點があり、又第二の有機體に於ける客觀的合目的性とは、それらの意味判定には理性の概念たる目的による因果性を必要とするといふ點、換言すれば兩者は共に自然目的として實質的内面的合目的性であるといふ點に於いて共通なる點を持つてゐる。然し形式的合目的性は、成程自然全體の體系的統一を要求しはするが、それは全く形式的なものであつて、自然の形式が認識能力に對する適合を意味するのみであるが、客觀的合目的性としての、此の自然全體の内面的合目的性(此れを田邊博士に従つて自覺的合目的性と呼ぼう)は自然全體がその存在並びに形式上終局目的に適合してゐる事を意味するのである。

此の場合此の終局目的とは何であるかと云ふに、此れはも早や決して自然そのも

のである事は出來ない。何となれば此れが若し自然系列の一聯とすれば、自然全體の合目的性といふ概念上、此れを更に超越したる目的が求められなければならぬからである。かくて此の終局目的は決して自然である事は出來ない、従つて理性者としての人間と考へなければならぬ。人間と雖も、然し現象人としては勿論自然に屬し、従つてかゝる終局目的と考へられる事は出來ない、本體若しくは可想體と考へられる限りに於ける人間、換言すれば理性の純粹なる形式的立法によつて意志規定をなす所の自律的人格としての人間のみかゝる終局目的と考へられる事が出来るのである。即ち此の合目的性は自然がかくの如き終局目的實現の必然的手段たる事を意味してゐるのである。

扱てかゝる合目的性の場合に於いて反省は如何に働くかと云ふに、此れに於いては目的そのものが明かに意識せられ、而かもそれが道德的終局目的として意識せられるが故に、此の際には終局目的の作用たる理性(狹義の)の自律が明かに意識せられると考へられる。第一第二の反省に於いては目的觀念は未だ明確に自覺されてはゐなかつたが——即ち形式的合目的性の反省に於いては主觀の中に單に目的一般として存し、第二の内面的合目的性の反省に於いては目的は個々の有機體に於いて

内面的に獨立的と考へられるが、然し此の際目的は決して道德的目的として意識せられるのではない、むしろ此の場合には手段と目的との關係が先づ意識せられるのである。——此の反省に於いて目的は初めて完全に道德的終局目的として自覺せられるのである。而して此の場合には目的のみならず、自然の機制も明かに自覺せられてゐる。何となれば此の自覺的反省は自然そのもの、機制を決して拒斥もしくは離脱するのではなくして、その充分なる活動を許しつゝ、その上に新たなる意味を見出さんとするものなるが故である。此の事については尙ほ後に詳しく述べるつもりであるが、とにかく此の自覺的合目的性はも早や單なる自然構成としての理論的立場ではなく、むしろかゝるものを含み、同時に實踐的な立場をも含んだ立場であり、此の合目的性に於いて要求される體系の各部分<sup>\*</sup>は第一の形式的合目的性の場に於ける如く單なる自然概念ではなくして、むしろ目的概念と考へる事が出来る。即ち此の體系に於いては、それ／＼皆一個の意識的な内面的目的にして、此の目的全體の有機的統一が此處に云ふ自覺的合目的性と考へられる。従つて此の合目的性は或る意味に於いては「自然の特殊化」Spezifikation der Naturといふよりは、むしろ「終局目的の特殊化」自由の特殊化」Spezifikation des Endzwecks od. der Freiheitとも云はるゝが

ものではなからうかと思ふ。勿論かゝる概念は正當には終局目的そのもの、世界即ち可想的世界の體系としての目的の王國の如きものにあてはまるものであつて、合目的性の世界はどこまでも自然を離れることは出来ないとも云ふ事が出来るが、此の自覺的合目的性に於いては道德的終局目的のもの、自覺を含むが故に、形式的合目的性の場合の如き單なる自然概念の特殊化例へば悟性の一般的法則より、經驗的特殊法則次に特殊的事實へ等——とは異なり、成程自然——目的實現の手段としての——を通じ、それに於いてではあるが、意識的なる目的の體系即終局目的の特殊化若しくは自由の特殊化が考へられると思ふ。此の目的は自然に於いて實現せられたる目的として一面自然の中に入り込み、その限りに於いて自然の特殊化といふ事も勿論此の場合に云ひ得るが、自然が、かゝるものを實現するものとしては、自然そのものがやはり終局目的の必然的手段として、それとの内面的體系的統一に於いて考へられ従つてそれより内面的に産み出されるものと考へられねばならぬ。かくてそれは同時に「自由、もしくは終局目的の特殊化」でなければならぬと思はれる。故に譬喩的に云ふならば終局目的は横形式的方面、可想的世界と縦内容的方面、自然への實現とに特殊化するといふ事も出来るであらう。全體的統一としての終局的

目的が内面的にその部分なる手段を特殊化し分化する事によつて始めてよく體系的有機的統一をなすと考へられる。

\* 勿論嚴密に云へば此れとても自然全體としての體系的統一の中に取り入れられる限り單なる自然概念とは考へられないとも云ひ得るであらうが、然し尙ほ目的は客觀的に意識せられず、自覺的となつてゐないが故に、それは尙ほ自然認識と考へる事は出來るが、然し自覺的合目的性に於いては個々の自然そのものが意識的目的と考へられて全體的目的の中に包まれるのである。

前に述べた意志の辨證法の考方より云へば此の合目的性は、合目的性の *an und für sich* の段階に相應するものと考へられる。「始め一切を我の立場より見る形式的合目的性から次に一切を、それ自身を目的とするものと見る内面的合目的性に移り、再び我に復歸して一切がそれ自身を目的とし乍ら同時にそれは具體的の立場に於いて我の目的に適ふ事によつて却つて始めてそれ自身を目的とする事が出來るのであると見るのが自覺的合目的性である。此の立場に於いて意志が自己と獨立に自己の外にあるものに於いて自己に對する合目的性を自覺する<sup>\*</sup>のである。

\* 田邊博士、前掲書頁三十五頁。

尙カントによれば此れらの外に反省的判斷力の働く場合として美的合目的性が考へられる。美的合目的性といふのは自然の多様な形式が主觀の認識能力に適合せる事に於いて成立するのである故に、全く形式的な合目的性で而かも主觀に對

する合目的性であるが、然し乍ら決して前に述べた論理的形式的合目的性とは同一ではない。何となれば論理的形式的合目的性は概念(經驗的)に關係するのであるが美的合目的性は概念に關係せず全然感情を規準 *Kriterium* にするが故である。換言すれば美的合目的性は自然形式が主觀の認識作用(悟性及構想力)の自由なる調和的活動に對して適合せる事に基づくのである。従つて美的合目的性といふのは對象の方面より云へば自然の形式の合目的性であるが主觀の方面より見れば主觀に於ける諸作用の調和的統一、もしくは自由なる活動であるといふ事が出来る。此處に純粹なる感情の領域を見出す事が出来ると思ふ。尤もカントによれば感情そのものど此の際に於いて働く反省的判断力とをあくまでも峻別し、感情そのものが論理的作用である所の反省的判断力と結びつく事によつて先驗性を得ると解せられる一面を有してゐた事は否定出来ないと思ふが、然しカントが感情に於ける先驗性を發見し、美に獨立性を與へんとしたる意志を徹底せんとするならば感情に對して感情以外より與へられる所の、先驗性の根據を拒み、唯感情そのものゝ中に此れを求めなければならぬであらう。かくて反省的判断力も此の場合に於いては單に經驗的特殊より經驗的普遍に行く、若しくは經驗的特殊的なる法則の統一に關する所の論

理的な作用ではなくして、むしろ純粹感情或は感情に於ける純粹なるものゝ働きと解すべく、従つて此の際此の反省的判斷力の豫想すべき普遍なるものも決して客觀的な論理的普遍と考へられるべきではない。カントが云つてゐる悟性と構想力との自由なる調和的活動※そのもの——此れは即ち作用の純なる結合としての自覺に外ならないと思ふ。——が此の場合に於ける普遍であつて、此の云はば主觀的なる普遍こそかゝる反省的判斷力の基礎、従つて美の先驗性の基礎であると考へられる。美が目的なき、若しくは意識せざる合目的性であり、概念なき普遍性であると云はれるのも、概念によらずに直接にかゝる主觀的なる普遍に結びつきそれによつて包まれるが故であると考へられる。即ち此の場合の反省は全く純粹なる感情作用に外ならないと思はれる。

\* カントは此の場合二つの認識能力の調和的活動に關してのみ述べ、狹義の理性の此れに與ることに就いては明確に述べてはゐないが、理性も勿論此の場合に働いてゐなければならぬと思はれる。此れについてはカントは認識の見方について、悟性と感性（直觀）とを二つの性質を異にした能力と考へ、此の二つの作用が結びつく事によつて認識が成立すると見、美即ち自然形式の認識能力に對する合目的性に於いても異質的な二作用（直觀の作用は此の場合には構想力とせられてゐる）が擧げられ狭義の理性は、悟性と同じく廣義の理性に屬すると見て悟性によつて此れを代表せしめてゐるものと見る事も出来るが、然し一面又カントは美と悲壯美とを峻別し美を自然形式の自然認識作用たる悟性及構想力に對する合目的性と云ふ點に於て悲壯美を自然

認識作用に對する背目的性 Zweckwidrigkeit 並びに理性に對する合目的性といふ點に於いて認めんしたが爲めに以上の如く考へたのであらうかとも思はれるが、然し自然認識に於いても理性は全然働かないのではなく、統制的としてゞはあるが理念の能力として明かに働いてゐる事を認めなければならぬが故に、自由なる調和的活動には勿論、理性も働いてゐるを考へられねばならぬ。かく無制約者、若しくは無限者の能力としての理性、認知界、もしくは自由の世界に於ける立法者たる理性が此の調和的活動に於いて働いてゐるが故にこそ美に於いても一種の無限性、超感性を體驗することが出來、又カントも云ふ如く美は道德的なるもの、超感的なるもの、象徴を觀する事が出來るのであると思ふ。

### 三

以上夫々の領域に於いて反省的判斷力の働方及びその特性を考察して來たが次には此の原理と他の理性の原理との關係を考察して見やうと思ふ。

先づかゝる反省的判斷力の主觀的自律 Heautonomie が理論的理性の自律と如何なる關係があるであらうか。

理論的領域に於いても種々の認識作用が考へられるが此れらの中、先天的な法則を與へるのはカントによれば悟性である。即ち悟性がアプリアリオリな法則を自然に課する事によつて對象を構成するのである。對象は悟性以外より悟性に對して與へられるものではなく悟性自らの法則による所の悟性の構成である。此處に理論

的理性としての悟性の自律が存する。若し悟性が悟性より獨立なる對象によつて與へられたる法則に従ふ場合には、此れは悟性の他律にして此の場合には勿論アブリオリな認識は不可能となる。而してカントによれば認識の對象は成程悟性の構成であり、従つて悟性が立法者であるとは云へ、尙ほ此れに對して協力的に働く所の他の認識作用が考へられるのである。先づ悟性の統一、もしくは構成の材料を供給する所の多様な直観——此れの形式として時間と空間とが考へられる——此の直観に於ける特殊を悟性の與へる所の一般的なるものへ包攝する能力たる判断力<sup>\*</sup>限定的及びが、悟性認識に全體としての方向を與へ、それを統制する所の理性などが考へられる。

\* 先驗的演繹論に於いては悟性の綜合的統一の外に、判断力なる働きは獨立に述べられてゐないで、純粹概念の直観適用への方法<sup>メソヂ</sup>(Cohen, Kommentar)を示す圖式論に至つて判断力なる作用が明かに述べられてゐる。そして悟性を規則<sup>レグ</sup>の能力とし、判断力を規則の元に包攝する能力として兩者は區別せられてゐる。が特殊なる自然が問題となる「第三批判」に於いては此の判断力の働きが明かに重要視されてゐる。カントは凡ての經驗的概念には認識能力の三つの働きが屬してゐると云ふ。(Eriste Einleitung, s. 27 ff.) 即ち一、直観の多様の捕捉<sup>アプファッセン</sup> apprehensio——此れは構想力の働。二、總括<sup>ズサマンファッセン</sup> apperceptio comprehensiva 即ち客觀の概念に於ける、此の多様の意識の綜合的統一——此れは悟性の働。三、此の概念に對應する所の對象の、直観に於ける表示<sup>ダウシツツェン</sup> exhibitio——此れは判断力の働である。そして此の場合經驗的概念が問題である時には此の判断力は限定的であるが、概念の能力としての悟性のための知覺に關する規則(一定の概念ではなく)が唯だ一般に反省されるに過ぎない時は此の判

斷力は反省的である。

かくて此の悟性の自律は一般的な自然に關しても尙ほ、純粹なる、或は徹底せるものと考へる事は出來ない様に思はれる。何となれば對象は悟性の自己立法的行为のみによつて構成されるのではなく、その他に直觀、判斷力、理性(狹義の)などが夫々悟性とは獨立に夫々の基礎に立つて働くが故である。判斷力は唯だ直觀の特殊を悟性の普遍に包攝するのみにして特別の原理も、基礎もないといはれるかも知れないが、然し悟性が若し唯だ純粹なる概念を與へるのみで全く包攝と云ふ作用をなさないとすれば、換言すれば悟性を全く靜的、抽象的に解して、動的、具體的に解しないならば、包攝といふ特殊なる働きを此の判斷力に歸しなければならぬであらう。かくて判斷力は悟性以外に獨立に悟性に對して働きかけると考へなければならぬであらう。次に直觀の作用も勿論カントによれば客觀の働きではなく、自我の働きに外ならないが、思惟即ち悟性とは全く性質を異にした(尤も共通の根幹より出てゐるものであらうとは推察されうるとしても)人間認識に於いてはあくまでも區別されなければならぬものと考へられた(作用と考へられた)。従つて悟性が若し内容若しくは素材を自ら産出せざるものである限り、そしてかくの如き感性的なる直觀によつて

與へられたる内容を必要とする限り、悟性の自律は當然此の直觀作用によつて制約されるものと云はなければならぬであらう。何となれば對象は悟性の構成によるとしても決して悟性のみの構成ではなく必ず直觀の働きを豫想しなければならぬからである。最後に理論的認識に於いても統制的原理として狹義の理性が働いてゐなければならぬが、此れは必ずしも自然認識全體に關する場合でなくとも、個々の部分的認識に於いても、あたかも點が生産點として既に線の方向を含んでゐる如く、やはり全體の方向或は理念を内に包含してゐると考へなければならぬ。従つて勿論如何なる部分的認識に於いても理性の働が含まれてゐると考へなければならぬ。此處に於いて悟性の自律は更に此の理性の働きに制約せられなければならぬ。尙特殊的經驗的自然に關してはカントが「第三批判」に於いて述べてゐる如く悟性そのものに取つては偶然的と考へなければならぬ幾多の經驗的概念、もしくは法則がある事が明かであるが故に、此の點から見ても悟性の自律は大いに弱められたものと考へなければならぬ。かくて理論的領域に於ける先天的法則の立法者たる悟性の自律は甚だ制約せられたものと云はなければならぬと思はれる\*。勿論判斷力も理性も、悟性と共に廣義に於ける理性の働きの働きであり、又直觀の形式も自我のアプリオリ

な作用に外ならないが故に、理論的自律を此れら諸種の自我或は主觀の作用の協力的行動とも見る事が出来るかも知れぬが、たとひ此の事を認めるとしても尙ほ此の場合に心意が感觸されて與へられる感覺の雜多に關して、やはり廣義の理性もしくは自我以外の或物例へば感覺の原因としての物自體の如きを假定する限り、理論性一般の自律は尙制約せられてゐると考へなければならぬ。

\* 然し直觀に於ける綜合的統一としての具體的なる悟性は單に純粹なる概念もしくは規則の能力ではなくして、多様な直觀そのものの中にその基礎として既に働くところの作用として、むしろ圖式化せられたる範疇の能力と考へる事は出来ないであらうか。悟性が規則の能力であるといふも、眞に具體的なる規則は特殊なる内容そのものに於いて特殊化する所の一般と考へられる。單なる抽象的一般は規則として特殊に働くことも出来ないのではなからうか。若し悟性をかくの如くに考へるならば此の具體的なる悟性の中には圖式化の場合に働くところの表示、もしくは包攝の能力としての判斷力(限定的)も、又圖式の能力としての構想力も共に含まれてゐると考へる事が出来ると思ふ。先驅的演繹論に於いて述べられたる、特殊なる直觀の客觀化の根柢として、或はそれら直觀の多様の先驗的親和力ハジメテの基礎として働く所の純粹統覺、もしくは生産的構想力もかくの如き悟性の働きと見ることは出来ないであらうか。尤もかくの如く考ふるならば悟性を、自ら特殊化する所の具體的普遍として考へることとなり、カントが嚴密に區別した所の吾々の人間的悟性と神的悟性の作用の限界を或る意味に於いて取り去る事となり、分析的普遍に代ふるに綜合的普遍を以つてすることとなり、かくては自然の特殊化、換言すれば悟性法則そのもの、特殊化を悟性にまつて偶然的と見る第三批判の立場が無意味となるではなからうかといふ疑問も生ずるが、然し吾々の云はんを欲する主要なる點は人間悟性と神的悟性との區別の拒否ではなく、認識に於いて働く所の悟性——或はフイヒテ、シエリングなどの云ふ如く、無意識的、含蓄的であるとしても——に單なる抽象的なる、デイスクルシーヴな働き以上に、云はゞカントによつ

て神的悟性の働きとして考へられた如き具體的な直觀的悟性の働きとしての綜合的統一をも認めたいのである。

扱て以上のべた如く悟性の自己立法即ち自律は或る程度に於いて制限せられてゐると云はなければならぬが、此れらの制限の中、悟性統一の素材としての感覺内容に關する方面は暫らく問題にせず、悟性以外の廣義の理性の働きの方面を尙少しく考察して見やう。

\* 廣義の理性に對して素材が理性以外より與へられると云ふのは理性一般の自律にとつて確かに大なる制限といはなければならぬと思はれる。自律を最も徹底的に考へるならば素材をも理性自身の合法的行動によつて産出すること、即ち生産的、創造的自律が最も純なるものと考へる事が出来るかも知れない。フイヒテ以後のドイツ觀念論の發展は此の意味に於いてカントの自律の徹底と云ふ事が出来るであらう。又シェリングも云ふ如く (Schelling, Abhandlung zur Erläuterung der Idealismus der Wissenschaftslehre) その體系に於いて一部分即ち形式は吾々より産出さるゝが一部分即ち素材は外より與へられるといふのは決して徹底せる完全なる體系ではない。否體系の名にさへ價しないのである。吾々には唯だ次の擇一、即ち兩者とも外より與へられるとするか、或は兩者とも吾々より産出さるゝとするか、があるのみである。觀念論の立場に於いては勿論後者ならなければならぬ、とも云はれるであらう。然し嚴密なる批判的精神を尊重しつゝ、かくの如き自律を認めんとする爲めには所與、或は自律に對する更に深き思索を必要とするであらう。今は然し吾々は唯だ歴史的のカントの立場に止つて素材は與へられるものとし、自律を單に自己立法として考へ、此の所與の問題には觸れずにおきたい。

悟性の對象構成には既に述べた如く理念の能力としての狹義の理性が常に統制的原理として働いてゐなければならぬ。換言すれば理論的認識と難もそれが眞に正しき完全なるものであらんが爲めには當然一つの體系の中に於いて必然的な位

置を占めるべきものでなければならぬ。此れが爲めには、此の個々の認識に於いても既に全體の立場よりの、即ち體系的統一の立場よりの理念が働き方向もしくは目標が示されてゐなければならぬ。かゝる目標を示す働きとしての理性は理論的認識に於いても成程悟性の如く構成的な原理としては働かないけれども而かも決して缺くべからざる重要なもの、否むしろかゝる働きこそ體系的統一の立場より學的認識に方向と基礎とを與へるといふ意味に於いて「方法」そのものゝ働きを考へる事が出来る。此の際理性の働は悟性にその構成的活動を完全に成し遂げる事を助けると共に一方更にその働の根柢を自覺せしめ、より深き世界の存在を暗示するものと云ふ事が出来る。成程此の理念は範疇の如く、此れなければ現象が盲目となることが如きものではないが、然しコーヘンの云つた如く近視 *Kurzichtig* とならねばならない所のものである。<sup>\*</sup> 理念は概念即ち範疇とは決して別のものではない、*Aufs Außerste erweiterte Begriffe* であり、従つて概念そのものゝ目的として、その根柢に働いてゐると考へる事が出来る。即ち「統制的」は「構成的」の基礎として常に「構成的」の背後より働きつゝあるのである。かゝる統制的根柢の上に立つ所の構成的原理としての自律が即ち理論的理性としての悟性の自律であると云ふ事が出来る。勿論此の自

然の場合に於いても、前の註に於いて少しく述べた如く更に一步進んで考へれば、かくの如き悟性理性、構想力等の作用が統一され、調和的に働くことによつて始めて自然が構成せられるが故に、此の自然構成に當つても單なる悟性の自律のみならず、更に此れを包んだ一層具體的なる理性の自律が背後に働いてゐると考へなければならぬと思はれる。

\* Cohen, *Kants Begründung der Ethik* s. 90.

#### 四

扱て次には實踐理性の自律に關して考察して見やうと思ふ。

實踐的と云ふ事はカントによれば意志規定に關するといふ事であるが純粹理性そのものが、それ自らにて實踐的となると云ふ此の點に實踐的理性の自律があると云ふ事が出来ると思ふ。カントによれば道德的法則は吾々が理性的存在者たる限り、實に疑ふべからざる事實である。而して眞に實踐的法則であらんが爲めには、實質的内容に制約せられる所の假言的なる命令ではなくして、絶對的なる斷言命令でなければならぬ。此れは即ち「汝の意志の格率が常に同時に普遍的立法の原理とし

て妥當し得る様に行動せよ」と云ふ理性の普遍的立法の形式的法則である。かくの如き理性自らの形式的法則を理性が意志に課する事に於いて理性は實踐的となり意志は自律的となるのである。意志の自律は凡ゆる道德的法則及び、それらに従ふ諸々の義務の唯一の原理である。(實踐理性批判、定理四)

\* 勿論此の事實は經驗的事實ではなく、従つて自然が有するが如き經驗的實在性を有するのではないが、然し理性の事實(Praxis)であり、それ自らで先天的な綜合的命題として吾々に迫つて來るのである。即ち此れは客觀的、理論的實在性ではなく、實踐的實在性を有する。(Op. cit. s. 56)

此の自律には二つの事が含まれてゐる。一つは法則の凡ゆる實質(即ち欲求せられたる對象)から獨立と云ふ事、第二は實踐的な理性の自己立法と云ふ事、前者は消極的の意味に於ける自由であり、後者は積極の意味に於ける自由である。即ち此の道德法は純粹實踐理性の自律、即ち實踐的自由を表現してゐるのである。換言すれば純粹實踐理性はかくの如き道德的法則によつて支配せられる所の世界即ち自由の世界を構成すると云ふ事が出来る、自由の世界は全く實踐理性の形式的自己立法即ち自律によつて構成せられるのである。此の場合形式的といふ事は、法則そのものが無内容であるといふ事では決してない、唯だ規定根據として經驗的内容を持たぬと云ふ事に過ぎぬ。換言すれば欲求の對象に外ならない意欲の實質が實踐的法則の

中に、その可能の條件として入り来る事を拒否するにすぎぬ。かゝる場合には意志は自律ではなくして他律となるであらう。實踐理性の自律としての道德的法則は決して無内容なるものではない、人間性 *Menschheit* 若しくは人格の理念を内容として持つてゐるといふ事が出来る。<sup>\*</sup> 目的自體としての人格が考へられる事によつて斷言命令は「汝の人格に於ける、並びに他の凡ゆる人の人格に於ける人間性を常に同時に目的として使用し、決して單に手段として使用せぬ様に行爲せよ」となる。目的自體としての人格はかくて皆夫々普遍的立法に於いて一つの全體に、體系に統一せられてゐる。かゝる目的自體としての理性者の體系的統一をカントは目的の國 *Reich der Zwecke* と名づけた。此れは自然の國に對する所の理想としての國である。かくて自由の國は又各理性者、もしくは人格者の體系的統一としての目的の國であると云ふ事が出来る。

\* Cohen, *Kants Begründung der Ethik* s. 223

\*\* Kant, *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten* s. 433 *Hirsg.* v. P. K. Akademie

扱て然しかゝる理性の自律は勿論現象としての自然を超越したる世界としての自由界に於ける自律である。目的の國は因果の必然的系列を、従つて自然の國を全

く離れたる世界である。故にカントはかゝる自律が可能とならんが爲めには、その制約として此の現象の世界より全く獨立なる本體界の原因性としての先驗的自由——絶對的自發性としての——即ち自由による原因性を豫想したのである。然し乍ら此の自由が若し固定せられたる存在を有して現象的系列に任意に干渉し得る働きとしての自由を意味するとすれば、それは嚴密なる批判的精神には到底矛盾なしには考へられないであらう。先驗的自由とは決して經驗的系列を中斷し、若しくはそれに干渉すべきものではなくして結局は理念としての、或は實現の課題としての意味、即ち規範的な意味を有して來なければならぬであらう。經驗的性格に對する叡知的性格についても同様の事が云ひ得ると思ふ。自由は決して事實ではなく、又與へられたるものではない、むしろ實現せらるべきもの、即ち課題でなければならぬ。かくの如く考へるならば自由は唯だ道德の終局目的としての理性の自己立法としての自律的自由若しくは實踐的自由のみとなり、先驗的自由も結局はかゝるものに歸すると云はなければならぬと思はれる。然し乍ら翻つて考へるならば實現の課題たる以上はその中に既に極微的ではあるとは云へ、必ず解決への傾向、或は實現への萌芽が含まれてゐると考へなければならぬ。若しそうでなくして課題と存

在、理想と實現とを全然分離し、存在としての自由を全く否定するとすれば此の課題の實現と云ふ事も解すべからざる事となるであらう。従つて自由を當爲若しくは理想として解し、先驗的自由を自律的自由に歸するとしても、而かも尙ほ或る意味に於いて存在としての先驗的自由の豫想を許さねばならぬ様に思はれる。然し以上の事は決して自由が二つ獨立に存するといふのではなく、むしろ一つのものゝ二面と考へる事が出来る。具體的なる自由は課題であると同時に解決への方向を含んだものと考へられる。かくの如き具體的なる自律的自由に於ける存在への一面實現への一面が先驗的自由の表はす意味であると思はれる。自律的自由はカントに於いては道德的自由と直ちに一つのものであると考へられてゐると思ふが、自律的自由なる概念そのものは決して道德的自由と同一ではないと思はれる。兩者は相蔽ふべきものではなく、道德的自由は、唯だ自律的自由の一つであるにすぎないものと思はれる。とにかくカントに於いては、實踐理性のかゝる自律は純粹に理性のみによる構成的原理であつて、かゝる原理によつて終局目的の世界たる自由の世界が構成せられるのであるが故に此の自律を自然構成に於ける悟性の自律に比較すれば非常に純化せられ、無制限的となつたと考へる事が出来る。

然し乍ら此の自律は、それ自身として考察すれば、要するに超自然的叡知界に於ける自律であつて、自然の世界とは關係のない自律である。然し乍ら終局目的は結局自然に於いて實現されなければならぬ。實現せられざる理想は無意味である。成程かゝる自律は勿論その根據を自然以上の世界に於いて持つにしても、それは自然に於いて實現されねばならぬものである。目的の王國は、單なる目的の王國としてではなく、何らか自然の國と關係して來なければならぬ。此の自然に於ける實現といふ點が問題となる限り、實踐理性の自律も多少趣を異にして來なければならぬと思はれる。即ち此の場合に於いては、先づかゝる終局目的が實現せらるべき素地たる自然を構成する認識能力、即ち理論理性が必然的に豫想せられねばならぬ。かくて此の場合の自律には立法的な實踐理性の外に悟性判斷力、構想力などが前階的若しくは豫備的に働いてゐると考へられるのである。かゝる理論的作用は勿論實踐的領域に於いては、構成的に、言ひ換へれば規定原理として働くのではなく、——若しそうであるとすれば結局自然によつて規定されることになり、従つて他律となるでもあらう。——又統制的——此の場合に若し統制的と云ふ事が云ひ得るとすればそれは理論的領域の場合に相應して個々の對象構成即ち自律的自由實現に於いて、

それが全體的統一、體系的統一への方向を示すといふ事を意味するのであるが、  
 として働くとも考へられない。唯だそれらは終局目的實現の手段としての自然の  
 構成の作用として、やはり狹義の理性の自律の手段として働くとも考へなければなら  
 ぬ。自然の場合に構成的に働いてゐた悟性も此處に於いても早や構成的に働くの  
 ではなく、却つて自然に於いて統制的に働いてゐたものが此の場合に構成的に働く  
 のである。即ち「統制的」はその根柢を自覺したのである。かくて狹義の理性の自律  
 は自然に於ける自律の根柢の自覺といふ事が出来るであらう。カントは道德律の  
 範型 Typus として悟性の自然律を考へたが、此の事は必ずしも自然法の合法性を道  
 徳法の合法性の模範と見るべき事を意味すべきではない。むしろ道德に於ける自  
 律は自然に於ける自律を契機モメントとして止揚してゐるが故に、自然法の合法性は唯だ、道  
 徳法の合法性の云はゞ象徴と考へる事が出来るのみである。成程實踐的判斷力の  
 場合には、理論的判斷力の場合の如く、圖式が考へられるが如き直觀が見當らないが  
 故に、唯だ、悟性が合法性一般を表はすものとして、實踐的判斷力に對する、道德法の範  
 型と考へられたのであるが、合法性は自然に特有なものではなく、むしろ自律そのもの  
 本質が合法性にあると云ふ事が出来るのである。道德的自律の合法性は自然の

合法性を含み更にそれよりも高きものである。即ち此れに於いて悟性は構成的原理としてではなく、單に合法性一般として——美の場合に於いてもカントは悟性をかゝるものとして協力的に働くことを認めてゐる。——前階的に豫想的に働いてゐると見る事が出来るのである。かくて此の場合の實踐的理性は理論的理性の働きを離れたる理性ではなく、それを豫想し、その上に、それを手段として働くところの更に具體的なるものと考へられるのである。

\* 實踐的領域に於いて統制的なる、概念を云爲することは無意味であると云はれるかも知れぬが、然し後に明かにする様に目的概念と體系の統一なる概念の分離が許されるならば、強ち、全然無意味とは云はれないであらう。

\*\* Kritik der praktischen Vernunft, s. 68 ff.

此の具體的なる實踐理性の自律は、自然構成に於ける理論的理性の自律を豫想するのみならず、抽象的なる純粹實踐理性の自律をも含んだものと考へられる。かくて實踐理性の自律には抽象的なるものと具體的なるものとの二つが區別せられると思ふが、前者に於いてはその原理も終局目的のみで足ると考へられるが、後者に於いては必然的に自然の合目的性が考へられねばならぬと思はれる。かくて此の自律は次に述べんとする所の反省的判斷力、もしくは反省的理性の自律と密接なる關係を有する様に思はれる。

\* 「判断力批判」の序論に於いて欲求能力の先天的原理として終局目的が擧げられてゐるが、「第一序論」に於いては、「同時に法則なる合目的性」となつてゐる。尙カントの體系をうかがふに便利であると思はれる故に同所に述べられたる他の原理、能力なども記しておかう。

Vermögen des Gemüths	Obere Erkenntnisvermögen	Prinzipien apriori	Produkte (Anwendung auf)
Erkenntnis vermögen	Verstand	Gesetzmässigkeit	Natur
Gefühl der Lust und Unlust	Urteilsthraft	Zweckmässigkeit	Kunst
Begehrung vermögen	Vernunft	Zweckmässigkeit, die zugleich Gesetz ist. (Verbindlichkeit) [Undzweck]	Sitten (Freiheit)

以上は「第一序論」による。但し( )は判断力批判の序論にあるもの。

## 五

反省的判断力の自律は第二節に於いて見た如くカントによれば決して客観的對象構成の自律ではなかつた。彼によれば客観的對象と云はるべきものは悟性の自律による所の理論的認識に於いて、實踐理性の自律による所の實踐的認識とに於いてのみであつて、反省的理性によつて開かれる世界は客観的なる認識對象ではなくして主観的なる觀方に過ぎない。然し乍ら勿論此の場合の主観的と云ふ事は直ちに個人的、相對的、といふ事を意味しない事は明かである。かゝる合目的々觀方も

或る意味に於いては客觀的であり、超個人的である。若しそうでなければかゝる見方が認識論的に意味を持ち、少くとも一種の學的觀方として可能であると云ふ事も云ひ得なくなるであらう。従つて此の觀方の主觀性といふのは或る意味に於ける超個人性を持つてはゐるが、唯だ所謂悟性認識の有するが如き客觀性としての超個人性ではないと考へられるのみである。すれば此の反省的理性の主觀性とは加何に考ふべきであらうか。

悟性及理性の自律は對象構成の自律である。反省的理性の自律は反省の自律と考へられる。反省と云ふ事は對象を與へる事、言ひ換へれば構成する事ではなくして、却つて與へられたる對象を更に深き根柢に歸する事、或は構成せられたるものを更らにその構成の根源に導き行く事と考へられる。従つて反省によつては別に與へられたる對象以外に新なる對象が加へられるのではなく、唯だその對象が更に深められるのであり、深き意味が與へられるのである。カントが此の反省的理性に「意味判定の能力」[Beurteilungsvermögen]なる名稱を與へるゐるのもかゝる意味がある故であらう。かくて反省には反省せられる所の對象を豫想するのであるが、カントでは此の對象は、悟性、構想力、理性などによつて構成せられる所の自然と考へられた。自

然が反省せられるとは自然がその根柢である所の、作用の純なる結合としての具體的なる根柢に導かれ、かゝるものゝ立場より、此れが顧みられて、此れに單なる自然としてよりは別な深き意味が與へられると云ふ事である。自然の合目的性なる意味はかゝる立場より開かれる世界である。<sup>※</sup>従つて此の場合に主觀性と云ふのは客觀的對象性とは全く反對の方向であつてそれら客觀界を構成する所の純なる作用の結びつきに歸り行く所に現はれるのである。主觀性とは従つて、むしろ具體的根源性である。

\* Kant, Erste Einleitung, s. 18.

※ 西田幾多郎博士「反省的判斷の對象界」參照

かくて反省はかくの如き具體的なる根源へ歸り行く事を意味する。一層深き根源へ歸り行かざる反省は、反省として意味がないと思ふ。勿論かくの如き反省的理性の反省のみならず、思惟一般の働きが従つて限定的判斷さへも或は廣義に反省と見る事が出来るかも知れない。此の場合にも然し勿論反省としては、やはり根源を求めるといふ意味はなければならぬ。尤も然し此の場合はその根源は客觀的に、對象的に求められるのであるが、とにかく反省としては一般に、更に深き根柢を求める

と云ふ意味を必ず有すべきであると思ふ。然し狹義に——そして此の意味がむしろ本來のものであると思ふが——反省と云ふ場合にはその根源は純なる作用の結びつきとしての主觀的なる根源であると考へられる。かくの如き主觀的還歸としての認識をカントは本來の意味での認識とは考へなかつたのであるが、然し單に自然科學的、即ち量的普遍化的認識のみを認識とする偏見を取り去るならば、かゝる反省的認識に對しても勿論正當なる意味で認識としての價値を認めなければならぬと思はれる。ナトルプは批判的方法による心理學の可能を論じて、主觀化的再構成としての心理學を樹立せんとしたが、此の主觀化的方法が豫想すべき目標としての主觀性そのものは以上述べた如き反省的理性の最後の豫想たる主觀性と同一のものであると考へられる。純なる作用の結合としての主觀は即ち直接なる、具體的な自覺の體驗に外ならない。主觀化は即ち狹義に於ける反省と考へられる。唯たナトルプはかゝる主觀化的再構成を心理學の方法と考へたのであるが私は此の反省を更に廣く、むしろ哲學そのものゝ中に、即ち哲學としての理性活動の缺くべからざる一面と考へたいと思ふ。

\* P. Natorp, Allgemeine Psychologie I nach Kritischer Methode

尙ほ、彼の心理學の方法論に關しては拙稿「先驗生成的方法について」(哲學研究昭和三年二月號所載)參照。

扱て反省的理性はかくの如く主觀的方向に於いて具體的なる根源を求めんとし、そして云はゞ與へられたるものを主觀的に基礎づけんとするものとして考へられるが、此の働きに於いて豫想せられる所の先天的なる原理は即ち合目的性である。合目的性とは勿論對象が目的に適合せる事を意味するのであるが、然し此の事は又同時に對象の體系的統一を要求するのである。即ち或る特定の對象がある目的に對する手段と考へられるのみならず、その對象と他の對象との間の關係が全體の統一に於ける部分の關係として考へられる事を意味する。換言すれば自然が合目的々として考へられるといふ事はそれが全體の統一、もしくは體系的統一に於いて理解せられるといふ事である。即ち自然が反省せられるといふ事は一面に於いて、その反省が向ふべき、換言すればその自然の一層深き根柢なる主觀を豫想しつゝ、他面その主觀を基礎にしたる體系的統一即ち目的論的統一に於いて、その自然(今は然しも早や自然ではない)を眺める事であると思ふ。

尤も同じく反省と云ふも既に述べた如く美に於いて働くものと論理的に働くものとあり、論理的に働くものにも形式的合目的性と云はれるもの、内面的合目的性と

云はれるもの、又自覺的合目的性と云はれるもの等種々に區別する事が出来るが、此の美の場合に於ける反省は既に述べた如く、むしろ純粹感情の働きと考へる事が出来る。美は作用の主觀的統一に於いて現はれるものとしてやはり悟性の自律、理性（狭義の）の自律を契機モメントとして含んでゐると見る事が出来るが、從つて廣い意味での反省的理性の自律に於いて成立することも考へる事も出来るが、然し美に於いては此れらの「モメント」は全く無意識的に働いてゐるのみである。悟性は唯だ合法性一般として、理性は唯だ自由もしくは目的一般として働くのみであつて、兩者は特定なる働きに於いて自覺されてゐない。（目的なき合目的性、概念なき普遍性）美が客觀的現實に無關係なのはかゝる點によるのである。然し又同時に、それが客觀的現實を全然離れる事が出来ないと言ふ點も以上の事より明かになると思ふ。從つてかゝる場合に於ける反省的理性の自律を云はゞ主觀的にして無意識的であると云ふ事が出来る。此れに反して反省的理性の自律が論理的に、内面的客觀的合目的性として働く場合には、此の自律が豫想する所の悟性の自律並に理性の自律は夫々意識的に働きつゝ反省的理性の中に取り入れられてその「モメント」となつてゐるのである。悟性及び理性は美の場合の如く無自覺的ではなく、即ち悟性は合法性一般として、理性は目的

一般として働くのではなく、夫々自らとしては、自覺しつゝ、即ち悟性は特定の對象構成をなしつゝ、理性は特定の意識せる目的を示しつゝ、而かも更に高き反省的理性の中に取り入れられるのである。換言すれば自然は自然として必然的因果系列のまゝ、もしくは機械的機制のまゝ、その承認の上に更に新しき意味が與へられ、目的は意識的に自覺せられつゝ、目的手段の有機的關係として、全體の體系的統一として理解せられるのである。勿論此の場合自然の一部分(有機體)に關する場合と自然全體に關する場合とは區別しなければならぬが、とにかく内面的合目的性として、自然の機械的機制を認めつゝ、その上に目的による原因性を考へんとする點に於いて、即ち悟性、理性の兩自律の自覺の上に立つと云ふ點に於いて共通なる點を有すると思はれる。

此れに反して形式的合目的性に於いては悟性の自律は自覺されてゐるが、理性の自律は尙ほ完全には自覺されてはゐないと考へる事が出来る。何となれば形式的合目的性と云ふのは自然の多様な形式、即ち經驗的法則、もしくは概念などの認識能力に對する合目的性であるが此の場合の自然の多様は結局は悟性認識の要求する機械的機制に支配されるべきものであり、悟性法則によつて限定せらるべきもの

であるからである。然し乍ら此の際別に特定の目的は意識されない、かゝる多様の形式が主觀の認識能力に對して適合するとして唯だ目的一般が表象せられる事に於いて此の合目的性は成り立つてゐるからである。

扱て自覺的合目的性に於ける反省的理性の自律と有機體に於けるそれとの區別に關しては既に第二節に於いて述べた所によつて大體明らかであると思ふが、自覺的合目的性として自然全體が自然目的と觀せられる場合は此の目的は決して有機體に於ける目的とは同一ではない。有機體に於ける反省的理性の自律に於いては成程ある意味でその「モメント」としての理性(狹義の)の自律は自覺的であると云ふ事が出来るが、然し尙ほ完全に自覺したものと云ふ事は出来ない。何となれば有機體に於ける目的は決して道德法の自己立法と云ふ意味に於いての、理性の本來の自律に於ける終局目的ではなく、單に目的手段の有機的關係のみが自覺されてゐるに過ぎないからである。目的は此の場合に於いては唯だ此の目的手段の有機的關係の中に含まれてゐるが、まだそれ自身として自覺されてはゐないのである。然るに自覺的合目的性としての反省的理性の自律に於いては「モメント」としての兩自律が完全に自覺して、一面に於いて自然の機制が完全に承認せられると共に、他面自由の世

界としての目的の國が終局目的として明かに自覺せられつゝ、前者が後者を實現するものとしてその實現の必然的手段として見られるのである。かくの如き理解は然し既に述べた如く反省的理性の豫想たる、作用の純なる統一としての、具體的な主觀的根源へ歸り行く事なしには可能ではない。此の世界はカントも云ふ如く偶然者の合法性の世界である。然し此の合法性といふ事は決して單に悟性的法則のみに關する事ではなく、むしろ個性的人格的法則に關しての事と考へる事が出来る。此の世界は個性の世界である。個性は勿論單なる偶然性特殊性ではなく、その根柢には當然一般性必然性がなければならぬ。唯だ然し此の一般性必然性は自然のそれではなく、むしろ主觀的根源に基づくものと考へられる。作用そのものゝ結びつきである所の此の主觀的根源の有する一般性必然性は自然のその如く云はゞ外延的な擴がり行く所のそれではなくして、むしろ内包的な深まり行く一般性必然性、換言すれば、人間性或は人格性そのものが有する一般性必然性である。人間性、人格性とは決して抽象的なる法則性そのものと同ーでない、むしろ個人が自然に於いて目的を實現せんとする特殊なる行爲に於いて、一般的に云へば目的の國を核心にしつゝ、自然の國が理想化せられ深化せられる所に人間性人格性は顯はれるので

ある。コーヘンも自律に於いて普通に一般的と考へられる自己立法の外に自己限定、自己責任、自己保存の三面を考へ理性の自律としての道德法が單に抽象的一般として、若しくは單なる形式として考へられる事を避け、道德或は自律に個性的、人格的内容を與へんとしてゐる様に思はれる。<sup>\*</sup>かゝる世界は即ち歴史に外ならない歴史の世界は即ち個性の自覺の世界であり、偶然者の合法性の世界である。而して此の世界の根柢には最高善完成としての、換言すれば、自然の合目的性と、自由よりの合目的性と結びつき<sup>\*\*</sup>としての宗教的理念が働いてゐると考へる事が出来る。かくて此の自覺的合目的性に於いて反省的理性の自律は最も完全なる形に於いて自覺されると云ふ事が出来ると思ふ。

\* Cohen, Ethik des reinen Willens s. 326 ff.

\*\* Kant, Die Religion innerhalb der Grenzen der blossen Vernunft, Vorrede

## 六

扱て合目的性を原理とする所の反省的理性の自律、換言すれば「ヘアウトノミー」は主觀的根源を求めつゝ、全體的、體系的統一を示す所のものと考へる事が出来るが、か

る自律は然し悟性の自律による理論的認識に於いても、實踐理性的自律による實踐的認識に於いても既に内含的インテリチットには働いて居り、それが反省的理性の自律に於いて顯在的エキスプリチットに自覺せられるのである。と見る事が出来る。先づ理論的認識に於いて統制的原理として働いてゐる理念、就中宇宙論的理念は外的世界、即ち自然全體といふ點よりの體系的統一を表はすものとして考へられ、従つて自然の合目的性といふ點より自然の體系的統一を要求する所の反省的理性の原理とは結局同一のものではなからうかとも考へられるのである。シュタットラーなどはかくの如く考へてゐるのであるが、成程體系的統一といふ働の方面より見れば兩者は同一の點を有する\*と考へられるが、然し反省的理性に取つては主觀的根源への反省といふ事がむしろその特質と考へられるといふ點より見て——勿論理性の理念もそれが體系的統一として働かんが爲めにはやはり主觀的根源を豫想しなければならぬのではあるが、然し理性の理念としては此の主觀的なる根源への自覺が尙、明かになつてゐないと考へられる。——兩者の原理をやはり區別する事は出来ないであらうか。反省的理性の原理に於いては、與へられたる特殊が問題となり、その歸り行くべき主觀的なる基礎が重心をなすに對して、宇宙論的理念に於いては、自然の全體の客觀的統一

が重心となつてゐる様に思はれる。即ち兩者は重心、もしくは方向に於いて相違してゐると見る事が出来ると思ふ。

\* A. Stadler, *Kants Teleologie* s. 35 ff.

以上の如く兩原理はやはり區別しなければならぬと思はれるが、然し宇宙論的理念に於ける主觀的根據が自覺されたものが反省的理性の原理と考へる事が出来る故に悟性の自律に於いてその背後に働くところの體系的統一は實は反省的理性の原理の無自覺なる段階であり、その抽象的一面であると思はれる事が出来る。勿論此の宇宙論的理念としての統制的原理は理性狹義の働できあり、此の働きは理性の自律の場合に於いて構成的原理として自覺されるのであるが故に、理論的認識に於いて反省的理性の原理は理性の概念なる宇宙論的理念の體系的統一の形に於いて既に内含的に働いてゐると見る事が出来るのである。換言すれば反省的理性の自律は先づ第一に統制的原理として理論的自律の中に働く。即ち悟性の自律の基礎をなして、統制的として働く所の原理は實は未だ自覺せざる反省的理性の原理と考へる事が出来るのである。

次に理性の自律に於いては此れが如何なる形に於いて働いてゐるであらうか。

理性の自律には自然の世界を全く離れた自由界構成としての、云はゞ抽象的な意味の自律と、自然に於ける實現を問題とする具體的な意味での自律とが考へられる事は既述の如くであるが、先づ抽象的な自律によつて構成される單なる理想の國としての目的の王國と雖も又個々の目的自體の體系的統一、即ち自由なる人格間の内面的な相互關係による全體の統一でなければならぬ。かくの如き終局目的としての自由の世界の體系的統一は、或は理性の原理としての終局目的のものゝ本性と考へられるでもあらうが、然し實は此處に於いても反省的理性の體系的統一の原理が働いてゐるものと考へる事が出来る。終局目的は目的そのものとしては必ずしも體系的統一、もしくは全體の統一として自らを意識しない。目的は實現せらるべきものであり、それが爲めには勿論手段を要する。従つて此の場合目的の概念は必然的に目的手段の關係を生ずるとは考へられるが、此れが直ちに目的による體系的統一と同一とは考へられないと思ふ。單なる目的手段の關係は機械的な原因結果の關係の逆にすぎないと思はれる。即ち同じ時間上に於ける現象に於いて前なるものが後なるものを規定するか、もしくは後なるものが前なるものを規定するかといふ事によつて兩者は別れるのである。勿論嚴密に云ふならば目的手段の關

係は因果の關係の單なる逆ではないと云はれるかも知れない、即ち因果の關係は前後ともに無限への系列であるが、目的手段の關係は前即手段の方へは無限に延び行くとしても目的そのものは最初に定められてゐる、そして手段は無限に廣がるとしても常に目的のもとに歸り來ると考へられるが故に、前者の如く無限なる直線的系列と考へられず、むしろ無限に進む圓運動として表象せられる事が出來ると思ふ。然しかゝる相違はあるとしてもとにかく兩者はそれ自身としては體系的統一そのものとは引き離して考へられ、又概念上區別せられうるものと思はれるのである。勿論普通には體系的統一と目的手段の關係とは密接に結びつき、これを引き離すことはむしろ不自然の様に考へられるのであるが、然し吾々はそれにも拘らず兩者を概念としては區別したいと思ふのである。然し目的手段の關係を無限に進む圓として、もしくは螺旋として表象する事は即ち全體の統一、もしくは體系的統一を意味するのではないかといふ反問が起るでもあらうが、此れは或る意味に於いては正しいが然し尙ほ問題の核心に觸れてはゐないと思はれる。といふのは兩者の關係は成程概念として區別しなければならぬが、然し目的手段の關係は常に體系的統一を基礎としてゐなければならぬ故である。目的手段の關係と雖もその背後には、尙ほ

無意識的ではあるが體系的統一が働いてゐると考へなければならぬ故である。此の事は勿論目的手段の關係ほど顯著で内面的ではないが、原因結果の關係に於ても同じ事が云ひうるのである。因果關係さへ具體的に見るならば、その根柢に體系的統一の働きを否定する事は出来ないのである。従つて目的論的なる有機的統一が成立せんが爲めには、かゝる單なる目的手段の關係のみでは充分ではなく、尙ほその上に更に意識的に體系的統一が根柢に働いてゐると見なければならぬ。換言すれば手段が目的のものによつて内面的に産み出さず全體と部分との關係とならなければならぬ。かくの如き體系的統一の原理として、理性の自律の中にもやはり反省的理性の自律が働いてゐると見る事が出来ると思ふ。

扱て具體的なる理性の自律とは、かくの如き目的自體としての理想の國を自然の國に於いて實現せんとするものである。従つて自然の國を目的の國の實現として觀せんとする所の、自然の合目的性を原理とする反省的理性の最も具體的なる場合である所の自覺的合目的性の自律と一見同一のものと考へられるでもあらう。然し乍ら目的の國を自然の國に於いて實現せんとする事と、自然の國を目的の國の實現として眺めんとする事とはやはり區別しなければならぬと思ふ。前者に於いて

は目的實現の働きとしての理性が意識的に構成的に働き、従つて自然の國を手段として具體的な道德の世界が、客觀的に構成せられるのであるが、後者に於いては、むしろかゝる實現が主觀的に即ち主觀的根柢に關係せしめられて反省せられるのである。前者に於いては目的の實現が大切な點であり、後者に於いては、むしろ自然の意味が大切である。前者は構成であるが後者は反省である。或は前者は實踐的な立場であるが後者は觀想的立場であると云ふ事も出来るであらう。

然らば此の、共に悟性の自律及抽象的理性の自律を豫想する所の具體的な實踐的理性と反省的理性との關係は如何に考へられるであらうか。兩者は勿論區別はされなければならぬが、然し全く別のものとは考へられない。同じ具體的な理性即ち純なる作用の統一としての自覺の反對なる方向への働きと考へられる。自然の構成の背後にも實はかゝる具體的な構成的なる理性が働いてゐなければならぬと思はれる。反省も結局はかくの如き具體的な意味での構成と相關的なるものであつて、此の兩者は理性の本質的な二方向と考へる事が出来ると思ふ。自覺に於けるかくの如き根本的な二方向の對立より、凡ての他の對立は導かれ説明せられる。此れは云はゞ自覺に於いて統一せられる最高の對立を示してゐる。

扱て以上述べた所を一言にて云へば理性の本性は自由、即ち自己立法としての自律にあるといふ事が出来るが、理性には種々の働き方があり又異つた發展段階があり、従つて、その自律も凡て皆一様と見る事は出来ない。悟性の自律、狹義の理性の自律及反省的理性の自律は夫々獨特の原理のもとに立つて働き方を異にするものであるが、此れら三つのものゝ内面的關係を見れば、同一の理性の自覺の次第に深まり行く段階として理解する事が出来る、従つて最後の具體的理性の自律も勿論最初の段階に於いて既に内含的に働いてゐるものと見る事が出来ると思ふのである。

昭和三年六月廿八日